

ハンセン病問題ふるさとネットワーク富山

ハンセン病訴訟勝訴10周年記念シンポジウム

<テーマ> **今こそ考えよう ハンセン病**

— **熊本地裁判決 (2001.5.11) を風化させないために** —

1907 (明治 40) 年、「癩予防二箇スル件」公布以来、1931 (昭和 6) 年の「癩予防法」を経て、日本は癩病を不治の伝染病として、患者の絶対隔離政策をとってきました。戦後、特効薬プロミンの導入によって完治する伝染病となったにもかかわらず、1953 (昭和 28) 年に制定された「らい予防法」においても強制隔離政策は継続されました。

以来 43 年を経た 1996 (平成 8) 年に、ようやく「らい予防法」は廃止されましたが、患者に対する人権蹂躪への謝罪は皆無だったのです。

1998 (平成 10) 年、人生を奪われた人たちは、国に対して謝罪・賠償を要求する訴えを起こします。そして 2001 (平成 13) 年 5 月 11 日、熊本地裁はハンセン病回復者に対する国の隔離政策の過ちを認め、国の謝罪と賠償を認める判決を下しました。

今年は、その熊本地裁判決から 10 年になります。「私たち富山に住む者が、なぜハンセン病問題に取り組むのか?」。原点に立ち返り、自らを問い直したいと思います。

日 程 : 2011 年 **9 月 2 日 (金) 午後 6 時 30 分開会**

会 場 : **富山市民プラザ**
4 階 アンサンブルホール

講演 I : **金城 幸子** 氏

<講題> 遺言 — 未来の人たちに
今後、どのようにハンセン病問題を伝えていくのか!?

【Profile】 きんじょう・さちこ。1941 年、ハンセン病を患う母が逃げ込んだ熊本回春病院で生れる。8 歳頃にハンセン病を発症し、沖縄愛楽園に入所。同園の小中学校から、岡山の邑久高校新良田教室に進学。卒業後は九州で働き、1967 年に沖縄に戻り結婚。1982 年に愛楽園へ再入所する。1998 年のハンセン病違憲国賠訴訟では沖縄愛楽園原告団副団長となる。

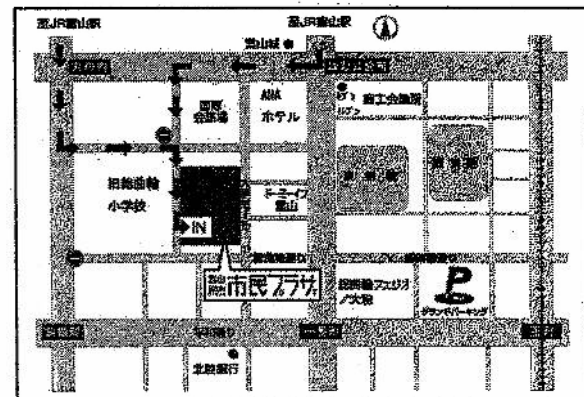
講演 II : **徳田 靖之** 氏

<講題> ハンセン病問題と私たちの責任

【Profile】 とくだ・やすゆき。ハンセン病国賠訴訟西日本弁護団代表。ハンセン病市民学会共同代表、無らい県運動研究会共同代表。

参加費 : **500 円** (資料代として)

18:00	開場
18:30	開会
18:40	講演 I
19:10	講演 II
19:40	休憩
19:50	パネルディスカッション
20:50	閉会・終了



主催 : ハンセン病問題ふるさとネットワーク富山

<問合せ先> 事務局 : 真宗大谷派富山教務所 富山市総曲輪 2 丁目 8-29

TEL 076-421-9770 E-mail toyama@higashihonganji.or.jp 【担当】 高桑・三枝

趣 意 書

今年、ハンセン病患者・回復者に対して絶対隔離を規定した「らい予防法」廃止から15年、隔離政策の違法性と国の賠償責任を認めた2001年の熊本地裁の判決から10年という記念すべき節目の年になります。さらに、2002年にはハンセン病政策の歴史と実態について、科学的、歴史的な検証と再発防止の提言を目的に検証会議が設置され、「最終報告書」が提出されました。そして、2009年には「ハンセン病問題基本法」が施行され、名誉回復や療養・生活保障、社会復帰支援にむけた取り組みも開始されました。

この間、全国各地で理解と支援の輪も広がり、入所以来はじめてふるさとの土を踏むことができた人や、厳しい差別と長い苦難の歴史を経てようやく社会復帰へむけて歩みはじめた人もいます。

しかし、療養所入所者数はこの10年間で2200人余りに半減。また平均年齢も81.6歳という超高齢化に直面しています。「生きている間に人間らしい暮らしの実現を」という願いも空しく毎年150人近くの方たちが亡くなっています。

行政改革のもとで療養所の職員数も削減され、介護の質の低下は療養生活に深刻な影響を及ぼしています。また、療養所の医療機能の後退とともに、退所者や非入所者が療養所以外の医療機関において安心して受療できるような環境整備も進んでいません。

3月11日の東日本大震災では、入所者から厚生労働省に対して、被災者の受け入れに療養所が活用されるよう申し入れられました。しかし、入所者が願う療養所の地域医療や教育目的での開放は、まだ構想の段階に留まっており実現していません。ハンセン病問題の歴史に関する普及啓発と名誉回復を目的とした、重監房の復元（再現）事業や納骨堂の永久保存、歴史的建造物・史跡等の保存なども、依然として未解決の課題となっています。

ハンセン病回復者への差別が一扫され、ふるさとに自由に帰ることができ、また回復者の方々が希望する環境で安心して療養生活を送ることができる社会を実現することは、国・自治体の責務でもあり同時に、私たち一人ひとりの市民の課題でもあります。

ハンセン病訴訟勝訴10周年記念シンポジウムでは、沖縄愛楽園で国賠訴訟原告団として奮闘された回復者の金城幸子さんと、西日本弁護士団長の徳田靖之弁護士をお招きしました。お二人には、私たちの責任とともに未来に何をどのように伝えていくべきなのかを語っていただきます。そして、皆さんとご一緒に「私たち富山に住むものが、なぜハンセン病問題に取り組むのか？」という原点に立ち返り、自らを問い直したいと考えています。

どうぞ、多くの方がこのシンポジウムに参加され、ハンセン病問題の根本的解決を目指し、回復者の方々とふるさと富山を結ぶ絆が太く強くなりますよう心よりお願い申し上げます。

2011年8月5日

ハンセン病問題ふるさとネットワーク富山